

## 1. 経過等

平成27年3月16日 オール京都体制による「輝く女性応援京都会議」発足

「輝く女性応援京都会議」行動宣言

①自主的な行動計画の策定推進

②積極的な人材発掘・能力開発・登用等の推進

③「働き方改革」の推進による環境づくり

④起業・創業の推進

平成27年8月28日 「女性活躍推進法」成立（平成28年4月1日全面施行）

※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「協議会」として位置付け

## 2. 計画

### 京都女性活躍応援計画

#### 行動宣言の具体化に向けた基本的な考え方

※ 計画期間 平成28年4月～平成38年3月（3年を目途に見直し）

※ 「女性活躍推進法」に基づく京都府及び京都市の「推進計画」として位置付け

#### ①自主的な行動計画の策定推進

- ◎ 府内の企業の99.6%が従業員300人以下の中小企業。
- ◎ 経営戦略の一つとして、中小企業が事業主行動計画を策定することで、人材確保につながるよう支援が必要。

◎ 特に従業員300人以下の中小企業の事業主行動計画の策定支援

#### ②積極的な人材発掘・能力開発・登用等の推進

- ◎ 職階が上がるほど、低下傾向にある女性管理職への登用につなげるため、管理職に至る前段階のキャリア開発機会の提供が必要。
- ◎ 数多くの大学・短期大学が集積する大学のまち京都において、女子学生の力を京都の発展に活かすことが必要。

◎ キャリアの各段階に対応した研修の実施  
◎ 企業を超えた女性社員間のネットワークづくり  
◎ 女子学生のキャリア選択に資するような企業の女性の活躍状況の発信

#### ③「働き方改革」の推進による環境づくり

- ◎ 長時間労働を前提とした労働慣行の改革や仕事と育児・介護等の両立が可能となる多様な働き方の構築が必要
- ◎ セクハラ・マタハラ等ハラスメントの根絶に向けた職場環境づくりが必要。

◎ 働き方の見直し・男性の家事・育児・介護等への参画促進のための好事例の普及による意識改革  
◎ ハラスメントのない職場環境づくりのための事業主や労働者等への意識啓発

#### ④起業・創業の推進

- ◎ 女性の多様な働き方の一つとして、地域社会活性化にもつながる起業の支援が必要。

◎ 産業支援機関と連携した相談体制の整備  
◎ 女性起業家同士のネットワークの構築・ビジネスマッチング機会の提供